

# 高齢者虐待に関する相談窓口

家族等（養護者）による高齢者虐待についての相談窓口です。  
《福祉事務所、地域包括支援センター、保健センター》のいずれかにご相談ください。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
<b>○福祉事務所</b>				
東福祉事務所高齢・障害福祉係	579-8048	旭町 1-1	072-988-6617 072-988-6628	072-988-6671
中福祉事務所高齢・障害福祉係	578-0941	岩田町 4-3-22-300	072-960-9275 072-960-9285	072-964-7110
西福祉事務所福祉課高齢・障害福祉係	577-0054	高井田元町 2-8-27	06-6784-7981 06-6784-7980	06-6784-7677
<b>○地域包括支援センター</b>				
地域包括支援センターピオスの丘	579-8003	日下町 4-1-42	072-986-0211	072-980-7759
地域包括支援センター布市福寿苑	579-8014	中石切町 3-5-12-101	072-987-8012	072-987-8014
地域包括支援センター千寿園	579-8024	南荘町 13-38	072-983-7725	072-983-7701
地域包括支援センター福寿苑	579-8041	喜里川町 2-18	072-985-8884	072-985-8885
地域包括支援センター四条	579-8051	瓢箪山町 6-17-101	072-940-7568	072-940-7578
地域包括支援センターなるかわ苑	579-8062	上六万寺町 13-40	072-986-3680	072-988-0134
地域包括支援センター池島	579-8064	池島町 3-3-45	072-929-8267	072-929-8278
地域包括支援センターみのわの里	578-0915	古箕輪 1-3-28	072-964-0308	072-964-3060
地域包括支援センター春光園	578-0954	横枕 8-34	072-960-8666	072-961-2050
地域包括支援センターアーバンケア島之内	578-0982	吉田本町 1-10-13	072-960-6072	072-960-6080
基幹型地域包括支援センター 東大阪市社会福祉協議会角田	578-0912	角田 2-3-8 角田総合老人センター内	072-963-6663	072-963-2020
地域包括支援センター向日葵	578-0932	玉串町東 1-10-20	072-966-2018	072-966-5015
地域包括支援センターアンパス東大阪	578-0943	若江南町 3-7-7	06-4307-0165	06-4307-0444
地域包括支援センターサンホーム	577-0034	御厨南 3-1-18	06-7670-3700	06-6787-3885
地域包括支援センターアーバンケア稲田	577-0004	稲田新町 1-10-1	06-6748-8009	06-6748-8010
地域包括支援センターアーバンケア新喜多	577-0046	西堤本通西 1-2-18	06-6784-0001	06-6784-7771
地域包括支援センターレーベンズポルト	577-0054	高井田元町 1-19-24	06-6782-1313	06-6782-1314
地域包括支援センターヴェルディハ芦ノ里	577-0803	下小阪 4-7-36	06-6727-0213	06-6727-0730
地域包括支援センターたちばなの里	577-0846	岸田堂北町 6-1	06-6224-5112	06-6724-8232
地域包括支援センターイースタンピラ	577-0834	柏田本町 7-8	06-6728-3099	06-6728-3092
地域包括支援センター上小阪	577-0813	新上小阪 11-2	06-6726-3040	06-6730-7168
地域包括支援センターくつろぎ	577-0817	近江堂 2-10-41	06-6730-7715	06-6730-7716
<b>○保健センター</b>				
東保健センター	579-8048	旭町 1-1	072-982-2603	072-986-2135
中保健センター	578-0941	岩田町 4-3-22-300	072-965-6411	072-966-6527
西保健センター	577-0054	高井田元町 2-8-27	06-6788-0085	06-6788-2916

介護保険サービスや施設の職員等（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に関する相談窓口				
福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課	577-8521	荒本北 1-1-1	06-4309-3013	06-4309-3814

夜間・休日（閉庁時）の窓口	
高齢者虐待相談ダイヤル	070-1239-3778

令和 2 年 4 月

# 高齢者の権利を守ります

みんなで防ごう

# 高齢者虐待

もしかして虐待？と感じたら・・・迷わず相談してください



高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が平成18年4月に施行され、高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら高齢者虐待の数は年々増加しています。

認知症や自立度の低下などにより、介護負担が増し、家族が追いつめられたり、適切な介護の仕方が分からないために、不適切な対応となり、結果として虐待へと発展してしまうこともあります。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を守られ、安心して生活をしていくためには、虐待を早期に見出し対応すること、そして地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

## 東大阪市

# 高齢者虐待には、さまざまな形態があります。

## 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または、外部と接触させないような行為。

(例)

- 叩く・つねる
- むりやり食事を口に入れる
- ベッドに縛り付けたり、薬を過剰に服用させて身体を拘束する 等

## 性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

(例)

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスなどの強要 等

## 介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

(例)

- 食事を与えない
- オムツを交換しない
- ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる
- 必要な介護サービスを理由もなく利用させない 等

これらの虐待が重複して行われているケースも多くなっています

## 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。

(例)

- 怒鳴る・ののしる
- 侮辱を込めて子どものように扱う
- 排泄の失敗を嘲笑する
- 意図的に無視する 等

## 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

(例)

- 日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

この他にも、「セルフ・ネグレクト」(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が望まれます。



## こんなことも虐待です

- 認知症で外出中に道に迷ってしまうので、部屋から出さない
- 認知症で何度も同じことを聞かれるので、つい怒鳴ってしまう
- 転ぶと危険なので、ベルトなどで固定し続ける
- 失禁しないようにと水分をあまり与えない
- 失禁したことに罰を与えたり、ののしったりする



## 成年後見制度の利用を考えてみましょう

経済的虐待を起こさせない、また悪質商法の被害などに遭わないために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産管理)や日常生活上のさまざまな契約など(身上監護)を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや福祉事務所高齢・障害福祉係などにご相談ください。



# 高齢者虐待発見チェックリスト



## ●高齢者からのサイン



身体に小さなキズが頻繁に見られる。	
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。	
不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。	
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。	
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。	
急に怯えたり、恐ろしがったりする。	
経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがる。	
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える。	
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。	
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。	
昼間でも雨戸が閉まっている。	
薬や届けたものが放置されている。	

## ●介護者からのサイン



他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。	
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。	

## ●地域からのサイン



郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。	
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で一人分のお弁当を頻繁に買っている。	



○が付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

(参考)厚生労働省「高齢者虐待マニュアル」より抜粋

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、福祉事務所高齢・障害福祉係や地域包括支援センターの相談窓口までご相談・ご連絡ください。

生命や身体に重大な危険がある場合は、通報は義務とされています。ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。

## 虐待者=“悪者”というわけではありません

適切な介護の仕方や認知症への対応がわからないために、つい手を上げてしまう。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……など、高齢者虐待の背景には様々な要因があります。そのため、介護保険サービス等の利用を通じて、被虐待者だけでなく、虐待者も支援することが必要です。高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題としてとらえ、虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。



- 介護保険や福祉サービスの利用
  - 成年後見制度の利用
  - 近隣の人とのつながり など
- 地域全体で見守り、支えていくことが重要